主 文 原判決中判示第一の(一)(二)および第二の(一)に関する部分を破 棄する。

被告人を原判示第一の(一)、第一の(二)の前段(救護の義務違反の 部分)および第二の(一)の罪につき禁錮六月に処する。

本件公訴事実中第一の(二)の後段の報告の義務違反の点につき、被告 人は無罪。

原判示第二の(二)の部分に関する控訴を棄却する。

由

本件控訴趣意は、弁護人松坂清名義の控訴趣意書記載のとおりであるから、これ

控訴趣意に対する当裁判所の判断は、次のとおりである。

控訴趣意中事実誤認の王張について、

論旨は、原判示第一の(二)につき、被告人は被害者から救護の必要が全くない 旨告げられ、それに従つて行動したのであるから、被告人につき救護の義務違反の 罪は成立しないと主張する。なるほど、被告人は、原審第一回公判期日において、 「Aにけがをさせた後、同人にどうですかと言つたら、同人が痛むけれども大丈夫 だと答えたので、そのままにして行つた」旨述べている。しかし、医師B作成の診 断書、Aの司法警察員に対する供述調書および被告人の検察官に対する供述調書に よると、Aが被告人の運転する自動三輪車に衝突され(所論のように単なる接触程 度の事故とは認められない)、約三週間の安静加療を要する右胸部および右上腕部 の打撲傷を負うたことが明らかであるから、被告人は当時道路交通法第七二条第一項前段の命ずる負傷者救護の義務を負うていたものといわなければならない。とこ ろで、右傷害はさして重篤なものではないとしても、その受けた部位、その予測さ れた治療日数等の点から観察すると、打撲傷としてはけつして軽微なものではない のであって、したがつて、当時、被害者は、他人に話しかけられて応答もできない ような心身の状態にあつたものとはいえないとしても、受傷部位に相当はげしい苦痛を覚えたものと推測される。されば、Cは、司法警察員に対する供述調書において、兄である被害者と同行していて目撃した同人の受傷当時の状況につき、「右側を歩いていた兄がガンという音とともに顔を私の方に向けてひつくり返つたので、驚いて見たところ、着ていたジャンバーの右肩から肘にかけて裂けていた。兄は右を関してはがなり、 腕と脇腹にけがをしたようで、倒れたまま苦しがつていたので、病院と思い、ハイ ヤーを頼むため御厩駐在所に行つた」旨述べているのである。かように倒れて苦し んでいる被害者が、被告人から大丈夫かと問われて、大丈太だと答えるということ は、いかにも不自然である。かりに被害者がそのように答えたとしても、倒れて苦 しんでいる同人の姿を当外見たものと認められる被告人が、その被害者の言葉を救護を必要とする程度の異状が全くないという意味と解し、そのように信じたということは首肯しえないのである。のみならず、被告人は、検察官に対する供述調書において、「車から降りて倒れている人にどこが痛いのかと聞いてみたが、苦しいもおいて、「車から降りて倒れている人にどこうが痛いのかと聞いてみたが、苦しいも だと言つているので、Dと二人で車を堀から上げたが、事故を警察に報告すれば、 酔払い運転をしたことがばれるので、そのまま車を運転して逃げてしまつた」と述 べ、司法警察員に対する昭和三六年四月四日付供述調書においても同旨のことを述 べ、被害者もまた、司法警察員に対する供述調書において、「運転者が降りて来 て、私に大丈夫かと言つてから、自動車を寄せるからと言つて運転台に乗つたと思 つたら、巨方面に逃げた」と述べているのであつて、両名とも、右各供述調書にお いては、被害者が被告人に対し大丈夫だという意味の応答をしたというがごとき事 実を述べていないのである。両名が捜査官に対し被害者において右のような応答を したにかかわらず、そのことがことさらに調書の記載から省かれたと疑われるよう な証跡はない。被害者の受けた程度の傷害を負うた者が、大丈夫かとの問に対しな んらかの応答を発することが経験則上通常であると認めねはならぬものではない。 以上かれこれ勘案すると、被告人の原審公廷における前掲供述は措信ずることができないのであつて、被告人は被害者を救護する必要がないと信じたため、その措置 をとらなかつたのではなく、酩酊運転による交通事犯の発覚を恐れたため、負傷者 救護の措置をとらないでそのまま逃走したものと認めるのを相当とする。しただつ て、被告人は道路交通法第七二条第一項前段の救護の義務違反の罪責を免れること ができない。

ちなみに、 被告人は、原審第一回公判期日において、 「被害者に対し住所、氏名 を告げた」と述べている。しかし、被告人および被害者は、前掲各供述調書におい

控訴趣意中量刑不当の主張について、

原判決は、被告人を原判示第一の(一)(二)および第二の(一)の各罪につき 禁錮六月に、原判示第二の(二)の罪につき罰金七、〇〇〇円に処している。

原判決中第一の(一)(二)および第二の(一)に関する部分は、後に説明するとおり法令適用の誤により破棄さるべきものと認められるから、右各罪に対する原判決の量刑が不当である旨の主張に対する判断は、これを省略する。

なお、原判決は、罪となるべき事実第二の(二)において、被告人が酒気を帯び 過失により安全運転の義務に違反した事実を判示しているが、その判文は、措辞妥 当を欠くものがあり(たとえば「酒気を帯びた過失により」と判示する点等)、注 意義務および過失の内容がやや明確を欠くうらみがないではない。しかし、右判示事実に対応する公訴事実と対照し、引用証拠を参酌すると右判文は、被告人が安全運転をしなかつた当時における状況確認等の注意義務に違反したことを過失と認めたもので、酩酊運転そのものを過失と認めた趣旨ではないと解するのが相当である。

原判決は、罪となるべき事実第一の(二)において、被告人が第一の (一)の傷害事故をひき起しながら、負傷者Aに対し救護の措置をとらず、かつ、 この事故に関し法令所定の警察官に対する報告をしなかつたと判示し、救護措置を とらなかつた点につき道路交通法第七二条第一項前段第一一七条罰金等臨時措置法第二条第一項を、報告をしなかつた点につき道路交通法第七二条第一項後段第一一 九条第一項第一〇号罰金等臨時措〈要旨〉置法第二条第一項をそれぞれ適用して処断 している。しかし、交通により人の死傷または物の損壊をひき起し</要旨>た車両の 運転者等のいわゆる「ひき逃げ」の場合に、道路交通法第七二条第一項前段の、直 ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講ずべき義務(以下救護等の義務と称する)違反と、同項後段の、警察 官に当該交通事故が発生した日時および場所その他所定の事項を報告すべき義務 (以下報告の義務と称する) 違反とがともに成立しうるものとする原判決の見解 は、正当とは認めがたい。通常、救護等の義務を尽さないような者に対しては、報 告の措置をとることを期待しえないのであるから、救護等の義務違反には報告措置の不遵守が随伴するものと認められるのであり、また、右法条各項を綜合的に観察し、この観点から第一項の趣旨を把握すると、その後段も、究極においては、その前段と同様、負傷者の救護、道路における危険防止等必要な措置により被害を最小限度にくい止めるとともに交通の安全を回復することに遺漏なきを期するための規 定であつて、両者とも立法の趣旨を同じくすることが明らがであり、しかも、前段 の救護等の義務違反の罪の法定刑(法第一一七条—一年以下の懲役または五万円以 下の罰金)は、後段の報告の義務違反の罪の法定刑(法第一一九条第一項第一〇号 三ケ月以下の懲役または三万円以下の罰金)よりはるかに重いのであるから、救 護等の義務違反の罪責を問う以上、さらに報告の義務違反の罪責を問うべき実質上の理由は乏しいものといわなければならない。次に、法文の建て方から検討すると、前段は救護等の義務を規定し、後段は「この場合において」という書き出しの もとに報告の義務を規定している。

「この場合において」という文言は、語法上前段全文を受けるものと見るべきで、交通事故を起し、車両等を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講ずる場合の意味に理解すべきであり、したがつて、後段の報告の義務は、右の前段の措置を講ずる場合を前提として規定されたものというきである。以上により勘案すると、いわゆる「ひき逃げ」の場合には、救護等の義務違反の成立する余地がなる、報告の義務違反の成立するのは、救護等の義務を履行したが報告の措置をとなかつた場合にかぎると解するのが相当である。したがつて、原判決が第一の(二)において救護の義務違反のほかに報告の義務違反の成立を認めたのは、法令の解釈適用を誤つたものであり、この誤は判決に影響を及ぼすことが明らかである。

よつて、原判決が罰金刑を量定した原判示第二の(二)の部分に関する控訴は理由がなく、かつ、さきに説明したとおり右罪は他の罪との関係で刑法第四八条第二項により処断刑を定めるのを相当とする場合にもあたらないと認められるから、刑事訴訟法第三九六条により原判決中第二の(二)の部分に関する控訴を棄却し、原判示第一の(一)および第一の(二)の後段(報告の義務違反)については破棄の理由があり、かつ、原判決は第一の(一)(二)および第二の(一)を併合罪としてこれにつき一個の禁錮刑を科しているのであるから、同法第三九七条第三八〇条により原判決中右各罪に関する部分全部を破棄し、同法第四〇〇条但書により当裁判所は右部分につき次のとおり判決する。

判所は右部分につき次のとおり判決する。 原判決が証拠により認定した罪となるべき事実第一の(一)、第一の(二)の前段(「救護の措置をとらず」までの部分)および第二の(一)に法令を適用すると、第一の(一)および第二の(一)の各酩酊運転の点は道路交通法第六五条第一条第一項第二号同法施行令第二七条罰金等臨時措置法第二条第一項に、第一の(一)の業務上過失傷害の点は刑法第二一一条前段罰金等臨時措置法第二条第一項第三条第一項に、第一の(二)前段の救護の義務違反の点は道路交通法第七二条第一項前段第一一七条罰金等臨時措置法第二条第一項に該当するところ、第一の (一)の酩酊運転と業務上過失傷害とは一個の行為で数個の罪名に触れる場合であるから刑法第五四条第一項前段第一〇条により重い後者の罪の刑による一罪とし、以上は同法第四五条前段の併合罪であるから、これに関する同法所定の規定に従い処断刑を定めるべきところ、さきに第二の(二)の罪に対する量刑事情として説明した被告人の犯歴および記録上明らかであるとおり被告人が第一の(一)おくばの一つの(二)の前段の各犯行を犯し検挙されて取調を受けたにかかわらず、いくばのもなくして第二の(一)の犯行を犯したことを考慮すると、犯情は重いと認めずるとないから、業務上過失傷害の罪につき禁錮刑を、救護の義務違反および酩酊回転(第二の(一))の各界につき懲役刑を選択したうえ、同法第四七条本文第一回条により最も重い業務上過失傷害の罪につき定めた刑に法定の加重をした刑期範囲内で、被告人を禁錮六月処し、当審における訴訟費用は、刑事訴訟法第一八一条第一項但書により被告人に負担させないこととする。

本件公訴事実中第一の(二)の後段の「自動車を運転して公訴事実第一の事故を惹起しながら、この事故に関し法令に定める警察官に対する報告をしなかつた」との点(原判示第一の(二)の後段の事実)は、さきに説明したとおり罪とならず、かつ、他の公訴事実と併合罪の関係にあるとして起訴されたものと認められるから、刑事訴訟法第三三六条により無罪の言渡をする。

よつて、主文のとおり判決をする。

(裁判長裁判官 細野幸雄 裁判官 斎藤勝雄 裁判官 有路不二男)